

一般財団法人大阪男女いきいき財団
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

財団の目的である男女共同参画社会の実現に寄与するために、財団における両立支援制度を充実させ、職員が個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うことを目的として、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

2. 内容

(1) 超過勤務の縮減

割増賃金の支給対象となる所定外労働時間*が年240時間を超える者の数を3分の1以上減少させる（令和4年度6名→令和8年度4名以下）

* 1日7時間30分又は週40時間を超える労働時間をいう

(対策)

令和6年4月～

- ・ 令和5年度の所定外労働時間を精査する
- ・ 業務の適切な割り振り、人員配置について検証する

令和7年4月～

- ・ 必要に応じて業務分担の変更を行う
- ・ モニタリングを実施し、随時検証する

(2) 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などの是正
研修等を年1回以上実施する。

(対策)

令和6年4月～

- ・ 常勤職員の男女共同参画研修について、業務として実施する
- ・ 男女共同参画、ワークライフバランスの意識啓発のため、財団が編集する大阪市の男女共同参画情報誌等の啓発資料を全役職員に配付または供覧する

(3) 男性職員の育児休業等及び育児目的休暇の取得促進

男性職員の育児休業等及び育児休業目的休暇について、取得率100%*を維持する。

* 小学校就学前の子をもつ男性について、当該年度に育児休業等及び育児目的休暇（育児時間休暇、配偶者分娩休暇、育児参加休暇）を取得した人数をカウント

(対策)

令和8年4月～

課長及び館長に、男性の育児休業についての啓発資料を、年1回以上配付または供覧する。